

(4) 平成24年4月施行分(その2)

	平成23年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
相談支援体制の充実	○主管課長会議				○地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者、指定基準（人員、運営基準等）等に係る基本的枠組み案の提示 ○相談支援従事者研修事業実施要綱改訂版の送付 ○基幹相談支援センターの業務内容、体制等に係るイメージの提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示
	平成23年				平成24年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
	○指定基準省令、相談支援従事者に係る告示案の提示 ○解釈通知改訂案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示			○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領改訂版の送付	(施行)	
					(市町村) ※地域相談支援申請受付開始 → 支給決定 (都道府県及び市町村) 事業者指定（準備行為を含む。） ※既存の指定相談支援事業者：みなし指定（指定一般相談）			

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。